

そらまめ保育園 おおたかの森 重要事項説明書

1. 運営主体

運営者名称	株式会社 ブルーム（そらまめ本部事務局）
代表者氏名	山崎 厚子
所在地	千葉県市川市市川 1-7-6 愛愛ビル 6F
電話番号	047-702-8900

2. 利用施設

施設種類	保育所			
施設名称	そらまめ保育園 おおたかの森			
所在地	千葉県流山市おおたかの森西 1-14-4			
電話番号	04-7157-0346			
施設長名	下田 真弓			
許可年月日	平成30年4月1日			
収容定員	定員210名（令和7年4月1日現在）			
利用定員	3号認定			
	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	6人	18人	24人	48人
	2号認定			
	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	54人	54人	54人	162人
保育理念	<ul style="list-style-type: none">一人ひとりの個性を大切にし、気持ちをしっかりと受け止めながら、養護・教育の両面の一体化を図る。家庭との連帯を図りながら生涯にわたる人間形成の基礎を培うことを目指す。			
保育方針	<ol style="list-style-type: none">健康でよく遊べる子思いやりのあるやさしい子物事をよく考えやってみる子自分の気持ちを素直に表現できる子感性豊かな子			

3. 施設概要

敷 地	面積 1323.22 m ² (屋外園庭 338.23 m ²)
建 物	鉄骨造 5階建ての 1F~4F 部分 保育所延床面積 1408.96 m ²

備の区分		床面積	室数	階数	備 考
2歳児未満児用	乳児室・ほふく室	109.65	2	1階	(有効面積 102.53)
	調乳室	3.69	1	1階	
	沐浴室	12.50	1	1階	(便所・洗濯室と共に)
	洗濯室				
	乳児用便所				
保育室		260.17	4	2階	(有効面積 234.38)
保育室		216.19	3	4階	(有効面積 196.99)
遊戯室		211.75	1	3階	(有効面積 204.83)
医務室		6.25	1	1階	
幼児用便所		63.47	4	2.3.4階	(大 19 個 : 小 11 個)
事務室		36.62	1	1階	
休憩室		38.62	1	3階	
調理室		40.53	1	1階	
(食品保管庫・前室)		11.24	1	1階	
図書室		0.00			
倉庫・資料室		19.68	2	1.3.4階	
職員用便所		10.29	3	1.2.3階	
その他(廊下、ホール等)		305.42			
合計		1408.96			

4. 職員体制 (令和7年4月1日現在)

職名	職員数
園長	1人
主任保育士	1人
保育士	18人
保育補助	3人
栄養士	2人
調理員	2人
看護師	2人
事務員	1人

5. 保育を提供する日・時間・休園日等

開園時間	月曜日から金曜日	7時00分～21時00分
	土曜日	7時00分～21時00分
	日曜日・祝祭日	閉園
保育標準時間認定を受けた方の利用可能時間	7時00分～18時00分	
保育短時間認定を受けた方の利用可能時間	8時00分～16時00分	
延長保育時間	標準18時00分～21時00分	短時間 7時00分～8時00分 16時00分～21時00分

※年末年始の保育園は休園となります。(保育園で発行される年間行事予定参照)

※土曜保育・延長保育は提出していただく書類にてお申し込みください。

6. 提供する保育の内容

(1) 保育所保育指針に基づき保育その他の便宜の提供を行います。

(2) 年間行事予定

詳細は後日配布します。

(3) 1日の流れ(例)

時刻	活動
7：00～	順次登園・健康観察・自由遊び・順次排泄
9：00～	0歳児：ミルク・年齢別カリキュラム・排泄 1歳以上：朝の会・年齢別カリキュラム・片付け・排泄
10：30～	0歳児：離乳食・ミルク・排泄・午睡
11：30～	1歳以上児：昼食 排泄、午睡
14：30～	0歳児：ミルク・おやつ・排泄
15：00	1歳以上：おやつ・排泄
16：00～	自由遊び・帰りの会
17：00～	順次降園(短時間認定時間外保育)
18：00～	順次降園(延長保育)
21：00	閉園

(4) 食事の提供

ア. 提供方法

保育園内で調理提供します。

イ. 提供内容

献立表は毎月別途でお知らせいたします。

ウ. 提供時間 利用児童の年齢に応じて、以下の時間帯に食事の提供をおこないます。

年齢	昼食	午後おやつ
0歳児	10時30分頃	14時30分頃
1歳児	11時15分頃	15時00分頃
2歳児	11時30分頃	15時00分頃
3歳児	11時45分頃	15時00分頃
4歳児	11時45分頃	15時00分頃
5歳児	11時45分頃	15時00分頃

(5) その他教育活動

リトミック：・・・・・外部講師（1歳クラス～）

英語：・・・・・・・外部講師（2歳クラス～）

体操：・・・・・・・外部講師（3歳クラス～）

学研タイム：・・・外部講師（5歳クラス）

科学タイム：・・・外部講師（5歳クラス）

※活動の日程・回数・対象年齢は講師と相談の上決定し、講師変更の際はお知らせいたします。

7. 利用者負担（保育料）等について

●基本保育料について

負担額は、世帯の市民税の合計額により、居住する市町村が決定し、通知します。特定負担額・実費負担額は、下記の通りとなります。基本保育料にはミルク代、給食代、おやつ代（0～2歳のみ）を含みます。

●その他

特定負担額・実費負担額は下記の通りとなります。

◎教材費	3,000円	（年間1人）※のり、クレヨン、粘土等
◎延長補食	1回100円	（利用者のみ）
◎延長保育夕食代	1回300円	（利用者のみ）
◎体操服一式	2,000円	（ぱんだ以上）
◎セコムカード	1枚1,000円	（追加希望者のみ）
◎給食費	1人6,000円	（一か月）（ぱんだ以上）
◎通園バック	1個500円	（ひよこ・りす・うさぎ）
◎通園リュック	1個2,400円	（ぱんだ・きりん・ぞう）
◎カラー帽子	1個1,200円	（入園あたり1人）
◎防災頭巾	1個2,200円	（希望者のみ）

※徵収は引き落としになります。また、教材費や給食費を返金することは致しかねます。

8. 利用の開始及び終了に関する留意事項

(1) 各種手続きについて

ア. 入園に関する手続き

入園時には以下の書類をご提出ください。

【必要書類】

『入園児面接ヒアリングシート』 『入園までの生活状況』
『重要事項説明に関する同意書』 『個人情報取扱い同意書』
『児童調査票』 『災害時緊急連絡先』 『家庭状況票』
『家庭における食事（食品摂取）の状況調査票』 『食材チェック表』
『入園直近半年以内のお子様の健診内容の写し※母子手帳もしくはご家庭かかりつけ医院によるもの』 『購入申込書』

【必要に応じて提出いただく書類】

『月極延長保育利用申込書』 『土曜保育申込書』
『夕食申込書』 『食物アレルギーに対する指示書』
『除去完全解除申請書』 『与薬依頼書』 『登園許可書』 『登園届』

イ. 退園、転園に関する手続き

退園・転園の場合には、速やかに保育園までお知らせください。

ウ. 各種変更に関する手続き

妊娠、就労状況、世帯状況、市内転居、市外転居、支給認定各項目に変更及びその他保育を必要とする事由に変更が生じる場合には、速やかに保育園にお知らせください。

エ. 休園に関する手続き

利用しない月がある場合には、保育園にお知らせください。

(2) 利用の終了に関する留意事項

以下の場合には、保育の利用は終了となります。

○利用乳幼児が小学校に就学したとき

○居住する市町村による支給認定(2号認定または3号認定)を有しなくなったとき

○欠席期間が2ヶ月を超えるとき

○その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

9. 嘱託医

保育園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

下記の嘱託医による内科健診（年2回）・歯科健診（年1回）をおこないます。

嘱 託 医	歯科	東風歯科おおたかの森クリニック 流山市おおたかの森西 4-18-23 TEL : 04-7111-2061
	内科	さえぐさ医院 野田市山崎 1385-1 TEL : 04-7193-8630

10. 緊急時における対応

保育中に体調の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医または主治医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途消防計画の定める通り
避難訓練	月1回 実施
管轄警察署	流山警察署（流山おおたかの森駅前交番）
管轄消防署	流山市中央消防署
緊急時避難場所	流山市上下水道局
緊急時連絡先	080-3116-1198

12. 保育内容に関する相談・意見・要望

社会福祉法第82条の規定により、当園が提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えております。また、当園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記のとおり設置し、苦情解決に努めております。

相談・苦情受付担当	(保育リーダー)	小沼 紗希
相談・苦情受付責任者	(園長)	下田 真弓
第三者委員	高橋 賢	会社役員
	兼本 妙子	歯科医

13. 虐待の防止のための措置

園児の身体及び日々の様子について保育士・看護師等が連携を取りながら毎日の観察やクラス巡回等で日常的に対応し、園長等へすぐに報告・連絡・相談ができるように保育を実施しております。また、職員を含めた虐待等の疑わしい状況があった場合には「子

ども虐待対応マニュアル」に沿って対応を行います。なお、保育園は虐待の事実があつた場合及び虐待が疑われる場合には、児童相談所等への通報義務があります

1 4. 怪我、事故の対応について、また保険に関する事項

集団の中では保育士が十分気を配っていても、ケガをしてしまうことがあります。中には転んで手が出ず顔面を打ちつけ擦りむいたり、歯を負傷してしまうケースも増えています。起きてしまった場合は必要に応じて園で受診に行きますが、そういうことが起きたことを何卒ご理解ください。治療が必要と思われる怪我が起きた場合、まず保護者の方に連絡をさせていただき、近隣の病院を受診します。診察後、再度連絡をし、報告をさせていただきます。保険証と受給券を持参していただき、病院にて清算を致します。診療終了時に診療に掛かった領収書をお渡しさせていただき、保険の申請へと移行致します。

1 5. 保険に関する事項

本園では、下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
施設賠償責任保険	対人：1名・1事故 10億円／対物：1事故 1000万円
生産物賠償責任保険	対人：1名・1事故・期間中 10億円 対物：1事故 1000万円

1 6. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 本園では、就業規則や個人情報保護規定で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。
- (2) 在園児と保護者、関係者のすべては口頭、書面、SNS 上を問わず、いかなる媒体においても職員や他の園児、利用者への誹謗中傷を発信することを禁止します。該当行為が見られた場合には適正な処置を講じます。
- (3) 保育の提供にあたって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- (4) 緊急時、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行ないます。

1 7. 暴力団の排除に関する事項

「千葉県及び流山市暴力団排除条例に定める責務を果たすため、暴力団及び暴力団員などの排除に関し、必要な措置を講じるものとする。」

附則

平成 30 年 4 月 1 日 発行

令和 7 年 4 月 1 日 改定